

医政医発 0410 第 1 号
医政歯発 0410 第 1 号
令和 8 年 4 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局歯科保健課長
（ 公 印 省 略 ）

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインについて

歯科医師の医科麻酔科における研修については、平成 14 年に「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインについて」（平成 14 年 7 月 10 日付け医政医発第 0710001 号・医政歯発第 0710001 号厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長連名通知）を発出した後、平成 20 年に見直しを行い、現在は「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインについて」（平成 20 年 6 月 9 日付け医政医発 0609002 号・医政歯発 0609001 号厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長連名通知。以下「旧ガイドライン」という。）に基づき実施されている。

旧ガイドラインの発出から、これまでの実施状況を評価・検証するとともに、旧ガイドラインの運用上指摘されている課題等を解決する必要があることから、厚生労働省において「歯科医師の医科麻酔科研修に関する検討会」を設置し、令和 5 年 8 月に報告書を公表した上で、当該報告書等を踏まえ、令和 6 年度厚生労働科学特別研究事業「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂のための研究」において、現行の医科麻酔科研修について検証・評価を行った。

今般、これらの検討結果を踏まえ、別添のとおり旧ガイドラインを改訂し、令和 9 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

ついては、貴職においても、歯科医師の医科麻酔科研修の重要性に鑑み、改訂の趣旨を十分御了知の上、貴管内の関係機関に改訂後の「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」を周知するなど歯科医師の医科麻酔科研修の充実につき御協力をお願いします。

なお、本日付けで、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び日本歯科医学会宛てに、本通知の写しを送付したので、念のため申し添える。

また、旧ガイドラインについては、令和 9 年 3 月 31 日限りで廃止する。